独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号制定 平成24年9月27日 一部改正 平成28年12月27日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)において、教職員及び学生等がその能力を十分発揮できるような就労環境及び修学環境(以下「就労・修学環境」という。)を維持するため並びに関係者の利益を保護するため、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ー ハラスメント セクシュアル・ハラスメント,アカデミック・ハラスメント,パワ
 - ー・ハラスメント,妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
 - 二 セクシュアル・ハラスメント 相手を不快にさせる性的及び性差別的な言動をい う。
 - 三 アカデミック・ハラスメント 教育上、研究上、修学上の権力関係又は上下関係等 を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
 - 四 パワー・ハラスメント 就労上の権力関係又は上下関係を利用して行う嫌がらせや 不適切で不当な言動をいう。
 - 五 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント 妊娠したこと, 出産したこと及び 育児休業, 介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置の利用に 関する嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
 - 六 その他のハラスメント 第二号から前号までに準じる嫌がらせや不当な言動等をい う。
 - 七 ハラスメントの防止及び排除 ハラスメントが行われることを未然に防ぐととも に、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消 することをいう。
 - ハ ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため就労・修学環境が害されること 及びハラスメントへの対応に起因して不利益を受けることをいう。
 - 九 監督者 校長,教務主事,学生主事,寮務主事,課長相当以上の職員その他理事長 が指定する教職員及び学生等を監督・指導する地位にある者をいう。
 - 十 教職員 機構に就労するすべての者をいう。
 - 十一 学生等 学生,科目等履修生,研究生,聴講生等学校で修学するすべての者をいう。

- 十二 関係者 学生等の保護者,関係業者等教職員又は学生等と就労又は修学上関係を 有する者をいう。
- 十三 相談者 ハラスメントに関する相談を申し出たすべての者をいう。
- 十四 苦情相談 ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談をいう。
- 十五 相談員 教職員,学生等及び関係者からハラスメントに関する苦情の申出 及び 相談に対応する教職員をいう。

(不利益取扱いの禁止)

第3条 教職員,学生等及び関係者は,ハラスメントに対する拒否,ハラスメントに対する苦情の申出,当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をしたことのためにいかなる不利益も受けない。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、教職員及び学生等がその能力を充分に発揮できるような就労・修学環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントの対応に起因して当該教職員、学生等及び関係者が不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(監督者の責務)

- **第5条** 監督者は、良好な就労・修学環境を維持するため、次の各号に掲げる事項に注意 してハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。
 - 一 ハラスメントに関し、教職員及び学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
 - 二 ハラスメントが学校(機構本部においては,職場。以下同じ。)で生じていないか, 又は生じるおそれがないか,教職員及び学生等の言動に十分な注意を払い,就労・修 学環境を害する言動を見逃さないようにすること。
 - 三 ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する教職員及び学生等の対応に起因して、当該教職員及び学生等が学校において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、教職員及び学生等の言動に十分な注意を払い、教職員及び学生等が不利益を受けることがないよう配慮し、就労・修学環境を害する言動を見逃さないようにすること。
 - 四 教職員、学生等又は関係者から苦情相談があった場合には、真摯にかつ迅速に対応すること。
- 2 監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員の責務)

第6条 教職員は、理事長が定める指針の定めるところに従い、ハラスメントのない健全

で、かつ良好な就労・修学環境を維持することに努めなければならない。

(研修等)

- **第7条** 理事長は、ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。
- 2 理事長は、新たに教職員となった者に対し、ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった教職員に対し、ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。
- 3 教職員は、前2項に基づいて実施される研修を受講するものとする。

(苦情相談の申出)

第8条 教職員, 学生等及び関係者は, 相談員に対し, 苦情相談を申し出ることができる。

(相談員の配置及び苦情相談対応)

- 第9条 理事長は、苦情相談が教職員、学生等又は関係者からなされた場合に対応するため、相談員を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、理事長は、苦情相談を受ける体制を教職員及び学生等に対して明示するものとする。
- 2 相談員は、相談者から相談を受けたときは、当該苦情相談に係る問題の事実関係等の 把握に努め、及び相談者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。この場合にお いて、相談員は、理事長が定める苦情相談への対応についての指針に十分留意しなけれ ばならない。
- 3 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、当事者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人国立高等専門学校機構セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規則 (機構規則第26号)は、廃止する。

附 則(平成28年12月27日一部改正)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。